

平成22年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成22年6月15日（火曜日）午前9時18分開議

本日の出席議員

議長（4番）	生井 和巳君	副議長（2番）	上野 政男君
1番	大久保弘子君	3番	中山 勝三君
5番	相沢 政信君	6番	大久保 武君
7番	水垣 正弘君	8番	矢中 召二君
10番	稲葉 常美君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

9番	小島 由久君	11番	小竹 徳市君
----	--------	-----	--------

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	生井 光男君	総 務 課 長	稲村 信義君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	青木 良夫君
町 民 課 長	浜名 進君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	飯島 正男君	産業振興課長	瀬崎 始君
都市建設課長	飯島 英男君	上下水道課長	生井 勝巳君
農業委員会 事務局 長	水垣 進君	教育次長兼 学校教育課長	斉藤 実君
公民館長兼 生涯学習課長	上野 林作君	給食センター 所 長	荒井 健雄君
総務課 参事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	係 長	小林 由実
--------	------	-----	-------

主 幹 岩坂 信幸

議長（生井和巳君） 引き続きご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成22年6月15日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 議第1号 土地改良事業予算の確保を求める意見書の提出について

日程第3 閉会中の継続調査の件

閉 会

議長（生井和巳君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（生井和巳君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、3番、中山勝三議員の質問を許します。

3番、中山勝三議員。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従って一般質問を

行います。

きょうの質問は、3項目行わせていただきます。通告の1、中学校校舎の耐震における現況についてお伺いをいたします。地震における大規模な災害はいつ襲ってくるかわかりません。そこで、児童生徒の安全を確保し、また地域における防災拠点や避難所となる小中学校の耐震化が急がれますが、当町内5小学校のうちの下結城小学校は耐震基準をクリアしているということでもあります。中結城小学校につきましては耐震改修工事も済んでおり、残りの3小学校、川西小学校、西豊田小学校、安静小学校が本年度中に耐震改修をするということで、2月の臨時議会で可決し、それぞれの施工業者と合計7億6,545万円で契約が成立しております。議会におきましては、先日工事の進捗状況等を視察いたしました。今回の工事費のうち、約8割については国からのさまざまな交付金を活用して賄われます。町負担につきましては、約2割になっているとのことでもあります。

さて、今後、中学校の耐震化も迅速に取り組まなければなりません。聞くところによりますと、中学校の校舎は築40年以上を経過し、大規模な改修か、もしくは建てかえも視野に入れるとなると、莫大な費用を初めさまざまな検討が必要となります。昨日の新聞の報道によりますと、同時期に建てられました協和の、今は筑西ですね、元協和の中学校も今月の新校舎の完成後に解体が始められるということだそうです。当八千代町の中学校2校の耐震についての現況をお尋ねするとともに、町長の所見をお伺いいたします。

次に、通告の2、高齢者の運転免許証の返納者に住基カードを無料で交付して、身分証明を保証するとともに高齢者の交通事故減少に役立てることについてであります。交通手段としての自動車というものははかり知れない恩恵をもたらしています。と同時に、自動車のない生活は考えられませんし、そしてまた社会も成り立たないでしょう。しかしながら、反面、交通事故などの危険と表裏一体であります。自動車の運転には技術と安全への心がけが重要ですが、高齢化による体の衰え等による危険度の高まりは、これはだれ人も避けられません。できるならば、運転をしないで済むにこしたことはありません。

そこで、高齢者の運転による事故の状況と件数等、どのようになっているか、まずお伺いをいたします。

もう一方、運転免許証は身分証明書として活用されることが非常に多く、運転免許証

がなくなると大変不自由になります。このことも運転免許証を携帯する大きなメリットということで、手放すことに抵抗を生む要因ともなっております。

そこで、市町村で発行される住基カードは、全国の自治体で共通して使用できるのと同時に、身分証明として免許証同様公的な証明となります。当町でも町民課で発行されますが、顔写真を入れることもできます。費用が1,000円であります。平成15年度から昨年の11月までの約6年間で住基カードの当町での発行件数は189件と伺っておりますが、その後現在までに何件の発行となったのでしょうか、お伺いいたします。

そして、そのような観点から、高齢者の方で運転免許証を返納した人に住基カードを無料で交付して、高齢者の交通事故の減少に役立てるということにつきまして執行部の見解をお伺いいたします。

次に、通告の3に移らせていただきます。子宮頸がんワクチンについてであります。女性特有の子宮頸がんでは、年間全国で約1万5,000人の女性の方が発症し、そして約3,500の方が亡くなられているとのこととあります。がんの治癒には早期発見、早期治療が有効であり、当町では検診について回覧で周知もしています。平成19年度の子宮頸がんの受診率、これは前回質問させていただいたときの答弁の中で11.3%との報告がありました。これは大変に低い数字でございます。

昨年10月の内閣府の発表では、子宮がんの検診率が全国では37.2%となっております。しかしながら、それでも欧米の70%から80%に比べると約2分の1ということだそうではありますが、そして、これらと比較しましても、当町の受診率が非常に低いのが現状であります。当町では昨年度、子宮頸がんの検診のため、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の700の方に無料のクーポン券を配布して受診率の向上に努めたということですが、それらの実績についてお尋ねをいたします。

子宮頸がんは年齢の若い人に発生する確率が高い、主な原因となるヒトパピローマウイルスは、ワクチンで防ぐことができる唯一のがんであるということで、先ごろ日本でもこのワクチンの承認がなされたところであります。大変な吉報であると思えます。予防検診としての細胞診やウイルス感染診断の併用と効果の高い年齢へのワクチン接種が大変有効であり、これらによってほぼ完治、または撲滅といえますか、できるということでありまして、まさにがん検診の無料クーポンと予防ワクチンの推進は車の両輪のごとくに大きな効果となります。

しかしながら、このワクチンの接種費用が1人約5万円と高額であり、負担が大きい

ということであります。先ほども述べましたように、高い確率でワクチンで防ぐことができる、女性の方の人命を救えるということでございまして、この助成をする自治体が急速にふえているようであります。まさに女性の方にとりましては、本当に一大事の朗報であるわけであります。また、私たち男性もこのことを深く認識するべきではないでしょうか。ワクチンへの公費助成をすることにつきましての見解をお尋ねいたします。

以上の3項目につきまして執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 斉藤 実君登壇）

教育次長兼学校教育課長（斉藤 実君） 3番、中山勝三議員の一般質問にお答え申し上げます。

中山勝三議員が一般質問の要旨にもおっしゃってございましたとおり、八千代町におきます学校耐震化への取り組みにつきましては、さきの臨時議会においてご承認をいただき、進めております西豊田小学校、安静小学校、川西小学校の耐震補強及び大規模改修が終了いたしますと、既に終了いたしております中結城小学校を含めまして、耐震強度がありまして改修のない下結城小学校を含めまして、すべて小学校については終了するというような形になります。

中学校につきましては、耐震診断につきまして、平成21年度までにすべて終了しているところでございます。その中で、耐震補強工事を行いました施設につきましては、八千代第一中学校の体育館のみというようなことでございます。両中学校及び東中学校の体育館につきましては、現在のところ未改修というような状況になっているところでございます。今後、財政状況等も念頭に、議員の皆様あるいは地域の方々のご理解をいただきながら計画的に耐震化を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 稲村信義君登壇）

総務課長（稲村信義君） 3番、中山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私への質問は交通事故発生状況ということでございますが、平成21年中で全体の交通事故の発生状況につきましては、茨城県内、発生件数が1万6,668件、負傷者が2万

1,634人、死者数が199人でありまして、そのうちの下妻警察署管内での発生件数が321件、負傷者数は422人、死者数が5人です。また、八千代町での発生件数につきましては、98件で負傷者が131人、死者数が1人となっております。

そのうちの高齢者、65歳以上の交通事故の発生状況につきましては、県内発生件数が4,416件、負傷者が2,760人、死者数が90人となりまして、下妻警察署管内におきましては、発生件数60件の負傷者が77人、死者数はゼロであります。八千代町での高齢者の発生件数は20件で、負傷者は26人、死者数はゼロでございます。

また、県内の高齢者の状態別の死傷者数ということで、車を運転中の事故が1,079人、37.9%と最も多い状況でございます。次いで、同乗者559人、19.6%、二輪車の運転中が554人で19.4%、歩行中が397人で13.9%、自転車を運転中の事故が259人で9.1%、その他、原因不明ということで2人の方がおりまして、0.1%という形になっております。県内の交通事故死者数につきましては全国ワースト6位ということで、高齢者の交通事故の死者数につきましては全国ワースト5位ということになっておりまして、高齢者の交通事故が事故全体の26.5%と大変多い状況でございます。

また、参考までに、高齢者、65歳以上の運転免許証の返納者、警察に免許証をお返しになりました方の人数でございますけれども、平成21年中、1月から12月までの統計によりますと、下妻警察署管内におきまして10人、そのうち八千代町では1人の方が返納しているということでございます。今年に入りまして、1月から6月まで現在で、下妻警察署管内では2人、八千代町では免許証の返納者はありませんでしたので、ご報告申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 3番、中山議員の一般質問にお答えいたします。

住基カードの発行件数ということでございますけれども、発行件数につきましては、昨年6月の第2回議会定例会の一般質問に対してお答えした後、この1年間で87件発行いたしました。本日現在で276件となります。このうち、65歳以上の高齢者の方につきましては60件発行しております。

また、県内の住基カードの発行手数料無料化の状況につきましては、県内44市町村のうち、無料化を実施している自治体は18市5町の32市町であります。そのうち、65歳以

上の方のみ無料としているところは4市町であります。

それと、先ほど一般質問の中で、費用につきまして、議員のほうから発行手数料1,000円ということで質問がありましたけれども、カードの発行手数料は500円となります。e-Tax等を使う場合の電子証明をつけるとプラス500円になりまして、合計で1,000円となります。したがって、カードのみでございませば500円ということでございます。

以上です。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 3番、中山勝三議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の内容ですが、平成21年度、無料クーポン券による検診と全体の検診状況ということであります。これは、平成21年度の国庫補助事業であります感染症予防事業費国庫負担金の中の女性特有のがん検診推進事業というものであります。この事業は、がん検診において、特定の年齢に達した女性に対して検診手帳及び検診費用が無料となります。検診無料クーポン券を送付しまして、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及を目的として実施している事業でございます。

この事業の内容についてでございますが、対象者、住所要件については、平成21年6月30日現在で町内に住所がある方ということになります。また、年齢については、先ほど議員がおっしゃってございましたように、平成21年4月1日現在で20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方が対象となります。以上の対象者に全額国庫補助の無料クーポン券と検診手帳を発行いたしました。

この無料クーポン券の検診対象者数、受診者数、受診率につきましては、全体で対象者が700人、受診者142人、受診率にしますと20.29%ということになります。また、町全体の検診状況についてありますが、これは20歳以上の女性全員が対象ということで、国の補助以外、補助対象者も含めて全体で7,197人というようなことで、このうち受診者が801人、受診率で14.3%ということになります。したがって、クーポン券を利用せずに自己負担で子宮頸がんの検診を受診した人というのが659人となります。

また、子宮頸がんワクチンへの公費助成ということですが、子宮頸がんは性交によるヒトパピローマウイルスの感染が引き金となって発症することが明らかになっております。子宮頸がんの原因となるこのウイルスは15種類もありまして、今回のワクチンはこのうち2種類のウイルスに対する感染を予防するものであります。この2種類の

ウイルスが子宮頸がんの原因に占める割合でございしますが、欧米では80から90%、日本では50から70%と限定的であると、したがって、このワクチンを接種しても完全に子宮頸がんを予防できるわけではないということございします。引き続きがん検診を受ける必要があるということになってまいります。

予防ワクチンの接種は、2回目は初回接種から1カ月後、3回目は6カ月後と合計3回の接種が必要となります。この3回の接種費用、およそ4万円から6万円というようなことでございしますが、県内でワクチン接種を公費助成しようとしている市町村は、新聞などで把握する限りでは、大子町、潮来市、那珂市、境町、こういったところで公費助成の動きがあるというふう把握しております。

以上です。

議長（生井和巳君） 先ほど町民課長が答弁を間違えましたので、再度答弁します。

町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 先ほど無料化を実施している県内の自治体の状況でございすけれども、18市5町、「32市町」というふうに申し上げたかと思いますが、「23市町」の誤りでございします。訂正させていただきます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 中山議員の質問にお答えしたいと思います。

1番目の中学校の耐震化における現況と町長の所見についてということでございします。学校耐震化の状況につきましては、担当課長が答弁したとおりであります。中学校の耐震診断の結果を見ますと、校舎については建てかえとなる基準値を示しております。今後、検討委員会等において協議を進め、迅速な対応を進めていかなくてはならないと考えております。

このような状況の中、平成21年度、国の補正予算において、緊急性の高い東中学校屋上防水事業及び八千代一中外壁補修事業については予算繰り越しの措置により実施してまいります。また、地域の方々の避難場所となる東中学校体育館の耐震補強も速やかに進めていきたいと考えております。

さらに、少子化の進行、学校運営適正化の観点をかながみますと、中学校校舎建てかえについても慎重かつ迅速な対応が不可欠となってまいります。新校舎建設には多額

の財源が必要となります。町の行財政状況はもちろんのこと、保護者、地域の方々の総意に十分な配慮が必要なことから、行政サイド、住民サイドの意思疎通を図りつつ、慎重に検討を重ねていかなければならないと考えております。

また、2番目の住基カードについては、多目的利用を図ることがなかなか難しく、余り普及していないのが現況であります。このような中で、中山議員の質問にありましたように、高齢者向けの身分証明としての利用を促進することは有効な手段となると考えます。65歳以上の高齢者への普及率については、町民課長の答弁の中にあるように2割強でもあります。今後については、住基カードの普及を促進する観点からも、高齢者に対しての住基カード無料化に向けて前向きに検討したいと考えております。

さらに、子宮頸がんワクチンについても、当町におきましても、近隣市町の動向を見きわめながら前向きに検討してまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

議長（生井和巳君） 再質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 以上で3番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、1番、大久保弘子議員の質問を許します。

1番、大久保弘子議員。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） ただいま議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番目に、子宮頸がんワクチンへの助成についてでございます。先ほど中山議員からも質問がありましたけれども、子宮頸がんは20歳から30歳代の発症率が高く、近年急増しているということです。先ほどもありましたが、ヒトパピローマウイルス、HPVの感染によって発生するもので、ウイルスが子宮の頸部に感染し、発症するがんですが、唯一予防できるがんとも言われております。国内では、約1万5,000人が発症、毎年約3,500人が死亡しているということです。

去年の12月から任意で始まった予防接種ですが、保険が適用されず、1回当たり1万5,000円から2万円かかり、半年間で3回の接種が必要とのことで、高額な自己負担が壁となり、予防接種が進んでいないのが現状です。20歳から30歳代の発症が急増しているということですがけれども、その予防としてワクチン接種は10代前半で投与するのが望ま

しいということです。

茨城県では、先ほどもありましたが、大子町が初めて、町内5中学校、208人の生徒に接種費用を町が全額負担することを決めました。県内でも徐々にふえております。栃木県や群馬県など、全国で35前後の自治体が平成22年度から実施を始め、山梨県では県として、小学校6年生、中学3年に1人当たり1万5,000円を上限に助成する、5月19日に発表しました。補助制度を設けた市町村には補助額の半額を助成するとしております。

まず1つ目に、当町の中学校2校の生徒数は何人かお伺いします。

2番目に、この予防接種によって多くの命が救われるのですから、当町としても喫緊の課題として実施を検討すべきではないかと思われまます。

2番目です。子供の医療費無料化を中学校卒業までにということで質問をさせていただきます。今、全国の自治体が子供の医療費への助成をしていますが、地方独自の制度のため、対象年齢がさまざまです。日本共産党は、国会で子供の医療費を無料にする国の制度をつくるよう要求しています。県内では、今年4月1日現在、小学6年生までの無料化は入院も含めて14市町村です。土浦市、石岡市、常陸太田市、城里町など、入院も含めて中学生までの医療費無料化を実施、大子町や古河市などでも今年10月から無料化する予算措置をとっております。当町におきましても、県が家庭の経済的な負担を軽減するための医療費助成の対象年齢を今年10月から小学3年生まで拡大することを機会に、子供の医療費の助成を中学卒業までの無料化を実施するよう求めるものですが、いかがでしょうか。

3つ目の質問です。非核平和都市宣言の看板設置についてでございます。八千代町は、非核平和都市宣言の町として宣言文を備えているはずですが。宣言文はどのようになっているかお尋ねします。

また、新庁舎建設に当たって看板が取り外されたままになっています。5月にはNPT再検討会議が行われ、核兵器廃絶に向けて合意がなされました。核兵器のない世界を一日も早くつくり上げることは人類の願いです。戦後60年が経過して、戦争の悲惨さが薄らいできています。一人一人の非核平和意識の啓発を行うよい機会かと思われまます。看板の設置を求めますが、いかがでしょうか。

4つ目の質問ですが、農家の新しい政策についてです。戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業についてお伺いします。新政権が目玉とする戸別所得補償は、当初の期待と異なり、農家や関係者の間に戸惑いや不信感を広げています。今年度、水

田だけを先行させたモデル事業がスタートする中で、生産現場には大きな問題が噴き出しています。農家の方の集いを行いました、3年ごとに政策が変わるから、農家もどうしたらいいかわからなくなる、転作補助金が地権者に来ていたが、耕作者に直接いく、水利費や税金などかかる、話し合いが相対では難しい、自分で耕作したほうが得なのか、しかし、機械もない、後継者もいなくては頼むしかないなど、農家は不安や混乱を来しています。町は、情報を徹底し、地代の基準設定や少なくとも昨年並みの財源による支援をすべきではないでしょうか。

筑西市では、激変緩和措置として、担い手集積加算として、麦、大豆、ソバに10アール当たり4,000円、地力増進作物に2,000円、地域振興作物加算としてソバに10アール当たり8,000円など、市の裁量による対策を行っております。また、下妻市でも独自支援策をとっていると聞きました。常総市では、減反達成者に米30キロに対して150円の上乗せ策をとっているということです。町長のお考えをお聞きます。

また、2番目に、ナシ農家の雪害対策についてです。4月17日の大雪による被害が出ています。花の節に大雪が降り、花が枯れたり、ネットなどを張っている農家は枝が折れる被害が出ているということです。この被害については共済の対象にならず、ナシ農家にとって大打撃と聞きます。ナシも町の特産物の一つですが、ここ3年も赤字経営、今年で4年目、このままではナシ農家はつぶれてしまうと農家の方には言っています。実態を調査し、町の補助対策が必要ではないかと思えます。町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、防犯灯設置についてお伺いいたします。先日、一中学区の家族から通学路の防犯灯をふやしてほしいとの強い要望がありました。一中から若、新地の変電所を抜け、栗山方面に行く通学路の防犯灯が非常に少なく、部活を終わって帰るころは暗くなっており危険だ、特に変電所付近は家もなく、変電所の敷地内の街灯も照明を落としており、犯罪でも起きたらと家族は心配しています。そこに限らず、町周辺地域の通学路には防犯灯がまだまだ少なく、真っ暗です。犯罪や事故が起こってからでは間に合いません。至急調査し、取りつけるべきではないでしょうか。

以上、執行部及び町長の簡潔な答弁をお願いいたします。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1番、大久保弘子議員の一般質問についてでございます。

すが、私に対するものについては、先ほど中山勝三議員の一般質問でお答えしたとおりでございます。

議長（生井和巳君） 町民課長。

（町民課長 浜名 進君登壇）

町民課長（浜名 進君） 1番、大久保議員の一般質問にお答えいたします。

乳幼児医療福祉費助成制度につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、県の方針に基づきまして、小学校3年生まで対象とする条例改正案が本議会で可決されたところでございます。この改正によりまして、704人の児童が支給対象となりまして、これらに係る医療福祉費につきましては、現在実施しております3歳から5歳までの支給費をもとに推計いたしますと年間で約1,300万円となります。このうち、県から補助が2分の1ありますので、財源は650万円程度の支出増ということが予想されます。

今回ご質問の子供の医療費無料化を中学校卒業までと拡大した場合、試算いたしますと、小学4年生から卒業までとした場合、約1,430万円、中学校卒業まで拡大した場合は約2,860万円、財政負担がふえるということが予想されるかと思えます。したがって、中学校卒業まで医療費無料化ということではありますが、財政状況をかんがみますと、町単独での助成はかなり厳しい状況ではないかというふうに思われます。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 瀬崎 始君登壇）

産業振興課長（瀬崎 始君） それでは、1番、大久保弘子議員の一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

農業に対する新制度についてのご質問でございますが、新制度としましては、ご承知のとおり、平成22年度につきましては、平成23年度から戸別補償制度の本格実施に向けまして、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために戸別所得補償モデル対策が実施されるところでございます。このモデル対策は、2つの事業がセットで実施されるものでございまして、これまでの転作作物への助成制度が簡素化された水田利活用自給力向上事業と、これまで主食米への助成がありませんでしたが、生産数量目標に即した生産、いわゆる生産調整を達成すれば米に対する助成も受けられる米戸別所得補償モデル事業であります。

水田利活用自給力向上事業では、二毛作助成、反当たり、10アール当たり1万5,000円が新たに実施されることとなります。水田を最大限に活用して自給率の向上を図るため

に、主食用米と戦略作物、麦、大豆、ソバ、飼料用米、米粉用米等、戦略作物同士を組み合わせて作付する場合に対象となるものでございます。なお、野菜とその他の作物を組み合わせた二毛作につきましては交付対象ではないということでございます。

所得補償モデル事業の町内での対象者につきましては、水田作付面積が25アール以上の場合ですと1,371人が対象になると思われるところでございます。6月10日までに637人が本町の窓口であります転作推進センターなどに申請をいただいております。加入の申請の受け付けにつきましては6月30日まで行っておりますので、さらに未提出の農家の方へ加入推進を図ってまいりたいと思います。

次に、財源は昨年に対してどうかのご質問でございますが、財源につきましては、昨年は八千代町水田農業推進協議会に転作関係の助成金として1億7,461万2,707円の交付がありましたが、本年度の助成金の交付につきましては国から農業者への直接支払いでありますので、水田農業推進協議会の転作関係の事業費に係る助成金の交付はありません。なお、戸別所得補償制度の導入推進に係る事務等の経費といたしまして473万3,000円が助成される見込みでございます。

次に、地代の基準設定はないのかのご質問でございますが、水田利活用自給力向上事業では、交付対象要件が捨てづくり防止のため、対象作物を生産、販売する販売農家となったわけでございます。このため、受委託契約を結んでいても、麦、大豆などの転作作物の場合に地権者は助成を受けられないということになり、作業受託者である農業者が加入申請、交付申請を行えば、国から個人の口座に直接助成金が支払われることとなります。作業受託者への説明会を開催いたしまして、地権者の方々への対応を町内で統一した内容で実施できるよう協議させていただきました。その結果、原則といたしまして、10アール当たり2万円を受託者が国から支払いを受ける転作助成金の中から支払うことになったわけでございます。また、受託契約をされている地権者の方々には、先ほど議員からもありましたように、受託者が説明を行うということになってございます。

次に、県では転作作物に対して激変緩和措置をとったが、町の裁量による措置は、筑西市でも決めたのご質問でございますけれども、激変緩和措置につきましては、担い手等に対する助成額の激変緩和が図られるよう、地域における加算措置として担い手集積などの単価を設定するもので、設定する単価は前年度に設定された最高単価を上回らないことが原則となっております。また、地域協議会に予算が交付されるものではなく、あくまでも県の段階での取り扱いになります。本町の激変緩和の調整枠の設定及び

配分の額については、担い手集積加算による麦、大豆、飼料用作物、ソバへの取り組みに該当する場合、10アール当たり3,000円の加算がされるということでございます。ご理解をいただければと思います。

次に、常総市では転作達成者に対して米30キロに対して150円を助成している、当町ではとのご質問でございますが、当町の生産調整の推進は、各農家の方々へ米の生産数量目標及び面積をお知らせして、その達成をお願いしてございます。転作達成に向けて、行政区内で転作面積を貸し借りするなど、行政区ごとの一体的な取り組みと農家の方々のご協力により毎年達成されているところでございます。常総市のような達成者への助成は町単独の財源を必要といたしますので、助成をすることは事務局といたしましては大変厳しいと思っております。これからも地域が一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、ナシ農家の雪害に対する調査、補償はとのご質問でございますが、4月17日の積雪による農作物の被害につきましては、当町の被害調査の結果でございますが、多目的防災網やナシの樹体への被害がございました。被害農家につきましては5軒ございまして、被害圃場につきましては8カ所でございます。面積にしまして359アールになります。また、樹体の被害も20本ありました。被害に遭われた方々の経営に与える影響は大きなものとなっております。お見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。

補償につきましては、今回被害を受けたナシの樹体は農業災害補償制度の対象外であり、また多目的防災網についても責任期間の開始前で補償が受けられない状況でございます。このため、県では、被害農業者の再生産及び経営再建に係る資金需要を支援するため、農協系統が低利で設定した農業災害資金に対して利子助成を行うことといたしました。農業災害資金の概要は、融資資金の限度額500万円、貸付金利0.5%、償還期間が5年以内であります。県が行う利子助成は0.25%で、残りの0.25%につきましては町の利子助成の依頼がされると思われまます。その場合、町が負担することにより実質無利子となるところでございます。また、農協等の対応としましては、農協系統農業災害資金の貸し出しやナシの苗木の配布などを行うこととなっております。被害に遭われた農家の方には、災害資金等を有効に活用いただき、経営の安定を図っていただければと思います。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 学校教育課長。

(教育次長兼学校教育課長 齊藤 実君登壇)

教育次長兼学校教育課長(齊藤 実君) 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、子宮頸がんに関連いたします中学校2校の生徒数でございますけれども、八千代一中、東中を合わせまして中学校女子生徒306人となっております。これは6月1日現在の数でございますが、学校ごとに内訳を申し上げますと、八千代第一中学校が合計で203人、そのうち一中生が、1年生が63人、2年生が66人、3年生が74人でございます。東中学校につきましては、合計で103人、1年生が36人、2年生が46人、3年生が21人でございます。2校合わせますと、1年生が99人、2年生が112人、3年生が95人となっております。人数については以上でございます。

次に、最後のご質問でございますが、防犯灯設置につきましては、通学路への防犯灯の設置について、児童生徒が安心して登下校できるように、平成4年から町が実施してまいりました。現在までに約410基の設置がされているところでございます。設置に関しましては、毎年4月、年度当初に行っております区長、副区長の合同説明会時に各行政区内の要望箇所を区長さんに依頼を申し上げまして申請をいただき、その後、事務局におきまして現地確認等を行って、当初予算あるいは補正予算に予算を計上させていただきまして実施しているところでございます。そのほか、各集落内に蛍光灯式の街路灯が約880基設置されているところでございます。

以上でございます。

議長(生井和巳君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 大久保弘子議員の質問に答弁したいと思います。

2番目の子供の医療費無料化を中学校卒業までということでございますが、昨年9月と本年3月の議会定例会において中山議員からの一般質問にお答えのとおりでございます。県の方針であります小学3年生まで引き上げることで今回議決いただきましたが、町財政状況等を考慮しますと、小学4年生以上に拡大することは難しいと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

非核平和都市宣言の看板設置をということでございます。世界の平和と安全は全人類の共通の願ひであり、核兵器のない世界を実現するため、諸会議や各種運動が展開されていることはご承知のとおりであります。

当町におきましても、昭和60年3月定例議会において、議員提出により非核平和都市宣言に関する決議がなされております。しかしながら、八千代町としては、非核都市平和宣言はされていないまま現在に至っているところであります。大久保議員の言うNPT再検討会議の合意を機に、非核都市平和宣言の看板設置につきましても今後検討していきたいと考えております。

農業に対する新制度について、ナシ農家の雪害対策について質問もございましたが、財源はどうかということでございますが、担当課長の答弁したとおりであります。

県では転作作物について激変緩和措置をとったが、町の裁量による措置はということでございますが、担当課長がお答えしたとおりであり、地域協議会に予算が交付されるものではなく、あくまで県の段階での取り扱いになります。本町の激変緩和調整枠の設定及び配分の額につきましては、担い手集積加算による麦、大豆、飼料用作物、ソバへの取り組みに該当する場合、反当たり3,000円が加算されます。

地代の設定基準はないのかということでございますが、作業受託者への説明会を開催いたしまして、地権者の方々への対応を町内で統一した内容で実施できるよう協議していただきました。その結果、原則として10アール当たり2万円ということでございます。受託者が国から直接支払いを受ける転作助成金の中から支払うことになっております。常総市あたりでは1万円と聞いておりますが、八千代町は2万円ということで、これは受託者が、清水の舞台から飛び降りたつもりで2万円ということでございまして、八千代の地権者は有利かと思えます。激変緩和措置も3,000円ぐらいということでございます。米の戸別補償という、1万5,000円も加算されますので、3万5,000円ということでございます。町の独自の財源を必要としますので、激変緩和対策あるいは地代等につきましても助成する考えはございません。

ナシ農家の雪害に対する調査、補償はということでございますが、当町の被害調査の結果につきましては担当課長が答えたとおりであります。町へ利子助成の依頼がされると思われま。その場合、町が負担することになりますので、実質無利子となります。被害に遭われた農家の方には、災害資金等を有効に活用していただき、経営の安定を図っていただきたいと考えております。私のうちも被害に遭いまして、被害が50万円ぐらいになりまして、共済から2万円ほど見舞金をもらっております。私と尾崎の秋葉さんということで、ナシのモデル的な防災網を設置した方が、回った手が雪害に遭ったということ、余り手を回し過ぎたということでございまして、今後につきましても、共済制

度の確立ということで、これからはやってもらえればと考えています。

また、そのほかにつきましても、防犯灯設置につきましても、八千代でも今まで相当設置しておりますので、担当課長がお答えしたとおりであります。

以上であります。

議長（生井和巳君） 再質問はありますか。

1 番、大久保弘子議員。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） ただいま執行部及び町長よりご説明をいただきました。

子宮頸がんのワクチンへの助成ですけれども、大子町でも208人の生徒に接種費用が無料で、全額負担されることになりましたので、先ほどの答弁に、八千代の一中、東中の生徒306人ということですので、町としましても緊急にこの予防接種について実施をすべきではないかと思えます。

先ほど非核平和都市宣言の看板の設置については検討をしていただけるというふうな町長からの答弁をいただきました。執行部からの宣言文について答弁がありませんでしたので、そのことについてちょっとお伺いしたいと思えます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 非核平和都市宣言の看板については、前向きに検討していきます。

議長（生井和巳君） 子宮頸がんとは非核の……

町長（大久保 司君） 子宮頸がんについては通告の答弁を求めるところに入っていませんが、先ほど中山議員にも答弁したとおりであります。非常に八千代については受診率が低いのが現実ということでございますので、いろいろ周知徹底を図り、各市町村、いろいろ、この間、市町村会に行きましても、質問も子宮頸がんということで、各市長から、質問がありました。そういうことでありますので、今、大子町、那珂市、境町あたりでも、いろいろ、市町村等の検討課題ということでございますので、八千代町においても306人でございますので、県の補助でもあれば実施したいと考えていますが、なかなか、2,000万円ぐらいかかる予算なので、できるだけ早急に前向きということで実施していきたいと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（生井和巳君） 大久保議員、再々質問はないですか。

(「以上で終わります」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 以上で1番、大久保弘子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

(午前10時25分)

議長(生井和巳君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

(午前10時40分)

議長(生井和巳君) 13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番(大久保敏夫君) 議長の許可がございましたので、一般質問をさせていただきます。

きょうは商工会婦人部の方がおられるようですので、本当は商工関係が一番よかったですでしょうけれども、きょうは農業関係ということで、商工業者の立場で八千代の農業も理解する、お互いの勉強会ができればというふうに考えていますので、よろしく願いしたいと思います。

まず初めに、通告にある一般質問の中でいくわけですが、そこに保証制度の保証という字があるのですが、この保証については、にんべんの賞罰の賞、右側へ入れた形での、いわば農家戸別補償制度の補償という字に置きかえていただければありがたいと、大変失礼しました。

さて、私が通告しておりますのは、農産物の出荷関係につきまして、続いて農家への政府補償等の補助金等についての2項目でございます。私は常日頃、農業がなぜこんなに八千代町ですら混迷するのだろうと、こういう中で、2つの大きな原因を何十年も背負っているのだというのが私の持論であります。それは、まず、1,000馬力を超える、馬力10万という農機具が、田植え機械であろうが、コンバインであろうが、これらの農機具等がリースができない。ブルドーザーからコピーの機械から選挙の道具までリースができる時代に、農機具だけは全国一貫としてリース業が成り立っていない。これが、100万円も500万円もするやつが、3日間しか使わなくても自分のうちの農機具、あるいはまた納屋に置かなければならない現実を回避できないということが一番大きな一つの原因であろうと。

もう一つは、せっかく丹精を込めてつくった作物が自分で値段をつけることができない。きょう商工業者がおられますけれども、多分、お店やあるいはまた事業をやっている方は必ず値段を決めてつくるものでありますし、値段を決めてお客に売っているはずでありまして、そこに裁量権の中で幾らかおまけがあるでしょうが、しかし、現実に農家の場合では、自分で、たとえ契約栽培であろうが、あるいはまた市場価格であろうが、自分の値段がつけられない現実があるのだと、この2つのことが大きな原因をなしているというふうに私は思っている一人でありますので、その辺を含めた中で2つのことについて私なりに、執行部に通告してある部分と、あるいはまた最後に町長のほうからも、これからの農業に対してどのようなお考えを持ち合わせているかも含めてお聞きをしたいと、このように思います。

農産物の出荷につきましては、平成5年から10年近くには八千代町は白菜は1,000町歩あるのだと、こういう認識で私はいた時代がありました。白菜だけで1,000町歩です。そういう時代があったのです。それ以前には、白菜などの安定化事業等がありまして、廃棄処分までして、八千代町の白菜が風邪を引くと京浜市場が風邪を引くのだと、こういう時代もあったわけでありまして、しかし、現実に至っては、今、この夏作、この時期においては、4月あたりからでいきますと、メロンといわばスイカ、これも大玉スイカしかありませんけれども、これと残された俗に言う葉もの類という、白菜、レタス、キャベツ、そしてトウモロコシにハウス関係でキュウリ、トマトと、こういう中で八千代町の農業は主流をなしている。しかし、メロン一つをとってみても、一つの武器になる量としての八千代町の生き方というものは今ではできていない。プリンスメロンが何十ヘクタールもあったのが皆無に近い中で、プリンスメロン、貴味、ホームラン、クインシー、そしてまたつくばレッド等々を含めた中でメロンの作目が分散化されてしまっていると、そういうのが現実であります。

そういうことを考えたときに、基本的にはつくったものを、先ほども言いましたけれども、つくったものを売るところまではコストは同じなのです。だれも同じなのです。安静の芦ヶ谷でつくろうが、菅谷西部でつくろうが、平塚でつくろうが、1つの白菜をつくるのであれば、トラクターで肥やしをまいて、うなって植えて、農薬を散布して、さあ、切るぞ、研修生等々を使って段ボールへ入れて、自分のうちか、その畑から持ち出すというまではコストは同じなのです。ここまでは同じなのです、何でも。しかし、そこから先に一つの、今の流通経路の中でどう生かし切っているかによって、その

農業者の個々の経営手腕というか、あるいはまた、いわば金銭感覚的な部分が違ってきているというのが現実であります。

そうしたときに、八千代町では、今において農業者と言われる、いわば水稻、あるいはまたナシ等も、先ほど町長等からありましたけれども、そういう部分も含めまして、八千代町の農業者と言われる人たちの軒数、数はどのくらいいるのだろうか。

加えて、農協、経済連を通した中でのいわば系統出荷で、農協のいわば集出荷場、あるいはまた沢木幼稚園の裏にあるVF等の、いわば経済連関連の中における出荷者の数値というものはどのくらいな比率を八千代町の農業者の中でパーセントで占めるのだろうか。

続いてもう一つは、5人、10人、あるいはまた八千代をまたいで持っていっております、俗に言う契約栽培と言われる農家、いわば相手から種、肥料等々も含めた中で支給されているものもありますけれども、基本的には自分でつくったものをあるところにその値段を決めて持っていく契約栽培をしている人たちはどのくらいいるのだろうか。

もう一つは、第三極で、昔からあります一般市場に出荷している人たちはどのくらいいるのだろうか。この辺では、千代川、諸川、あるいはまた岩井、真壁、京浜市場、昔からの板橋だとか、そういうところにまだ持っていっている方もいますから、個人でいわば市場に、いわばお互いの協力体制を持たないで、ここに行っている人たちの個選販売をしている人は何%、八千代町はいるのだろうか、こういうふうなことを産業振興課長にはお話してありますので、その辺の比率がどうなっているのかお聞きをしたいと、こういうふうに思っています。

いわば、今までの流れからいきますと、そこまでの生産体制というものと販売体制というものの、1年間の中でこのことはどのように八千代町が実態としてあるのか、まずそのことを含めて、基本的には八千代町は二極化で、7対3ぐらいな農作物の生産物の流れであろうと思うのですが、野方が7、肥土が3、いわば沖積土と洪積土の流れの中で起きる一つの作物体系であるわけですが、これらがどのような形であるのか。

もう一つお聞きしたいのは、私が十数年来の中でいつそのことが消えたのか、また消えていないのかわかりませんが、県においては銘柄産地を指定して、作物に対して品質とある一定の量を用いて、京浜市場等に向いていく品物があるものについては銘柄産地を指定したわけですが、肥土の中において肥土梨がそれに入っている。加えて、野方におけるメロン関係の、プリンスメロンがそれであったわけですが、そういうもの

が今でも県において存在するのか、あるいはまた八千代町はどのような形の中で位置づけをされているのかというふうに思っています。それらをお聞かせいただければありがたい。

2つ目は、農家への先ほど出ました補償制度、いわば補う部分、償う、補うということとは足りない部分を補償しますよと、そういうのがこれからの八千代町、日本全国における、先ほど補償制度の問題がちょっと出て、産業振興課長からもあったようですが、どうも、受託者と地権者という表現でいきますと、農地等の借り貸しの中におけるこの補償制度というものの位置づけが、農地を、田んぼを5反歩で持っている、5反歩で持っているものが、中山さんという人だと、借りたいという人が上野さんだというふうにしたときに、平成21年度までは、貸し手側、今でいう中山さん側の方に5反歩分の補償費が入るのだと、今年の4月1日以降は、新たに今度は借りた側の、いわば受託者というかに入るのだと、そういうふうに分かれているわけですが、そうすると、貸し手側の方、いわば地権者にはこれからの制度の中では一円の銭も存在しなくなるのか、その辺をちょっと明快にお聞かせ願えればありがたいと、このように思っています。

補償制度の中でいろんなものがあるわけですが、八千代町でも、先ほど町長からありましたように、町長も利用しているという、いわばナシなどのハウス等々の問題、あるいはまたキュウリ、トマト等も使っている部分も、ハウス関連もあるであります。また、違う分野でいく場合には、いろんな農機具等の購入、あるいはまた認定農家等の絡み、あるいはまた動力組合というものが八千代町に存在しているわけですが、この動力組合の実態等、それから認定農家の人たちの数はどのくらい八千代町にいるのか。初めての傍聴者もいますから、認定農家というものは何ぞやという話から始まって、その数をお聞かせいただきたい、そのことによってこの後の、よく実態を聞いてお話をさせていただければありがたいと。

加えて、モデル事業としては、平成22年度はいわばこれからやるわけですが、きのうのテレビで見ますと、来年度、平成23年、俗に言う西暦2011年においては、5,618億円がいわば戸別所得補償制度の金が入ってくるのだと。しかし、若干外れますけれども、八千代町のように行政区を挙げて区長さん方のお骨折りの中で、転作、休耕等の中でやっいて、それを網羅しているからこの補償制度というものがもらえる理屈に入っている。しかし、中山間部においてはもう放棄してある土地が相当山合いにあるのだと、その山合いにある土地を持っている者については、それを復元してちゃんと水田として耕作可

能にしなければそれを認定できないのだと、全国共通でそれなのだ、こういう悩みも抱えているようですが、この場合は恵まれ過ぎているほど恵まれているがゆえに、逆に、畑総の関連の中で圃場整備も進みましたけれども、実態としては、畑総をやった後、実際、自作農でやっている方は六、七割、あるいはまた三、四割以上はもう完全に受託者というか、借り手側の方へ渡っているのも実態でありますので、その辺を含めて。

では、なぜこのような話を聞くのだということでもありますけれども、この件については、この後、答弁を聞きまして、その中でまた私なりに、答えをもう一度聞きたいものがありましたら質問させていただきたいと思っておりますので、まず初めの質問を終わりたいと思います。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 瀬崎 始君登壇）

産業振興課長（瀬崎 始君） それでは、13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

通告によります件につきましてお答えをさせていただければと思います。まず、野菜及び果実の生産状況についてのご質問でございますが、本町の農業産出額は115億1,000万円、うち野菜及び果実を含む園芸部門の農業産出額が82億7,000万円と農業産出額のほぼ7割を占め、県内7位の産出額を誇り、本町農業の根幹をなしております。

主な農産物の生産状況を申し上げますと、白菜につきましては、作付面積が807ヘクタール、出荷量にしまして5万9,600トン、産出額は23億6,000万円と全農産物の20.5%を占めております。市町村別の生産量は日本一を誇っており、中でも春白菜は去る3月に県の銘柄産地の指定を受けたところでございます。次に、メロンでございますが、作付面積232ヘクタール、出荷量4,760トン、産出額は17億5,000万円と全農産物の15.2%を占めてございます。次に、ナシでございますが、作付面積が80ヘクタール、出荷量1,370トン、産出額が4億8,000万円でございます。全農産物の4.2%にとどまっておりますが、先ほど議員のほうからもありましたように、銘柄産地ということで、肥土梨という名称で県の銘柄産地を指定されております。なお、この数字につきましては、平成21年1月発行の「茨城の園芸」の数字でお答えをさせていただきましたので、ご理解をいただければと思います。

次に、出荷体制についてでございますが、農協等の系統出荷や個人による市場集荷等、各農家の販路は多岐にわたっているところでございます。割合的には、品目にもよるま

すが、系統出荷が50%から70%程度と見られております。また、契約の出荷につきましては葉ものが主でございまして、出荷量のおよそ1割から、レタスなどにつきましては6割を占めているところでございます。昨今の経済状況の悪化や需要の落ち込み、天候不順、過剰供給等により価格の低迷が続いているところでありますが、今後とも安定収益を確保した活力と将来性に満ちた営農の実現に向け、生産者、農業関係機関との連携を強化して努めてまいりたいと思っております。

次に、農家補償制度の町内農家の対象者についてでございますが、ご承知のとおり、平成22年度は、平成23年度からの戸別補償制度の本格実施に向けまして、事業の効果や円滑な事業運営を検証するために戸別所得補償モデル対策が実施されるところでございます。所得補償モデル事業の町内の対象者につきましては、水稻作面積が25アール以上の場合ですと1,371人が対象になると思われまます。先ほども大久保弘子議員にもお答えをしましたが、6月10日までに637人が本町の窓口である転作推進センターなどに申請をいただいております。加入申請の受け付けは6月30日まで行っておりますので、さらなる未提出の農家への加入推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、農業用施設及び農機具への補助対象状況はということでございますが、県においては、茨城農業改革大綱に示された方向に即しまして、農業者や地域の創意工夫に基づく提案の支援や消費者ニーズに合った産地づくりの促進に必要な事業を、認定農業者などの意欲ある担い手への支援の集中化を図りながら補助事業を実施しているところでございます。農業用施設及び農機具などへの補助対象の主なものといたしましては、県単補助事業でございますけれども、農産振興条件整備支援事業、いばらきの園芸産地改革支援事業がでございます。

最初に、農産振興条件整備支援事業であります。買ってもらえる米づくり、地域の創意工夫を生かした転作作物の本作化及び産地化、畑作での代表的な土地利用型作物であるソバ、落花生の振興、堆肥を用いた健康な土づくりの推進に必要な施設や機械等の整備に対する支援を行い、活力ある土地利用型経営の育成を図ることを目的とした事業でございます。事業主体といたしましては、町、農協、営農集団等が対象になるところでございます。補助率は3分の1以内となっております。平成21年度の実施状況といたしましては、久下田大豆生産組合が汎用色彩選別機及びコンプレッサーをそれぞれ1台、八千代東営農生産組合が遠赤乾燥機を1台導入しております。麦、大豆等の普通作物などの本作化、産地化を推進しておるところでございます。今年度の状況といたしまして

は、県全体の予算額が2,517万9,000円と昨年より縮減されておりますが、今後、営農集団からの要望を受けて農林事務所に事業要望をしまいたいと思っております。なお、町内の営農集団の数につきましては16団体で、構成員につきましては59名になっております。

次に、いばらきの園芸産地改革支援事業につきましては、消費者や実需者ニーズに対応した高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械、施設の導入を支援するとともに、省エネ設備等の導入支援により施設園芸の省エネルギー化を進め、競争力の強い園芸産地の育成を図ることを目的としました事業でございます。事業主体につきましては、主に農協、営農集団、認定農業者個人であります。等でございます。認定農業者個人につきましては省エネ設備の整備に限り対象となっております。補助率につきましては3分の1以内、パイプハウスにつきましては4分の1以内、認定農業者個人につきましては4分の1以内となっております。なお、国補事業により対象となる機械、施設、一般的に普及している機械、施設、汎用性のある機械、既存機械、施設の更新につきましては補助対象外でございます。

平成21年度の実施状況といたしましては、JA常総ひかり八千代地区根菜部会にて、乗用型管理機1台、同じくJA常総ひかり八千代地区白菜契約グループにてコンテナ3,750個、それから八千代西部茶生産組合にてグリーンティーカーター1台、生葉流量計1台を導入しており、労働時間や経費を削減し、品質や所得の向上を図るとともに安定的な出荷体制の確立につなげております。今年度の状況といたしましては、野菜移植機やハイクリブーム等、計4件の要望がありまして、5月11日に農林事務所でヒアリングを行ったところでございます。今後、県からの内報を受け、採択となった要望につきましては事業を実施していく予定となっております。

また、国の補助事業といたしまして、国の平成21年度補正予算による食糧供給力向上緊急機械リース支援事業が実施されました。経済危機対策により、生産コストの削減や高品質化に役立つ最新農業機械の導入を支援することを目的とした事業でございます。事業主体につきましては、主に認定農業者とリース事業者の共同実施であります。補助率につきましては、定額で農業機械をリースにより導入する場合の経費の一部として、機械経費の2分の1以内でございます。町内で7軒の農業者が採択され、栽培管理機、クローラー式トラクター等を導入しまして、作業時間の短縮による規模拡大や品質向上が図られておるところでございます。

先ほども地権者とそれから受託者というような形で、戸別補償の地権者にはお金がないのではないかというふうなご質問の中にあっただかと思いますが、作業受託者の説明会を開催いたしまして、地権者の方々への対応を町内で統一した内容で実施できるように協議いたしまして、原則として10アール当たり2万円を受託者が国から支払いを受ける転作助成金の中から支払うということになってございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保議員さんの質問に答弁したいと思います。

担当課長が答弁したとおりであります。野菜及び果実の生産状況であります。園芸部門の農業産出額は県内7位の産出額を誇り、本町農業の根幹をなしております。白菜につきましては、作付面積、出荷量とも市町村別生産量では日本一を誇っております。中でも春白菜は、去る3月に県の銘柄産地の指定を受けたところであります。

出荷体制につきましては、品目によりますが、系統出荷が50%から70%であります。契約出荷につきましては、葉ものが主であります。1割から、レタスについては6割を占めております。今後とも、安定収益を確保した活力と将来性に満ちた営農の実現に向け、生産者、関係機関との連携を強化してまいります。

農家補償制度の町内農家の対象者につきましては、担当課長がお答えしたところであります。6月30日が加入申請の締め切りでありますので、未提出の農家の方に加入促進を図っていききたいと考えております。

農業用施設及び農機具への補助対象状況につきましても、担当課長が答弁したとおりであります。農業者や地域の創意工夫に基づく提案の支援や消費者ニーズに合った高品質な農産物を安定的に供給するための産地づくり促進に必要な機械、施設の導入を支援するとともに補助事業を活用し、認定農業者などの意欲ある担い手の支援を図りながら、競争力の強い園芸産地を育成していききたいと考えております。

先ほど大久保議員さんのほうから、白菜等、銘柄産地、プリンスとありましたが、白菜につきましては、1,000町歩、大久保議員さんが言うように10年前はやっておりました。いろいろ、農協、また生産者におかれましても、白菜が非常に重量野菜で評判が悪いということでもございましたけれども、東京都の消費者物価を安くするというような白菜の

生産量でありましたが、農協、またこれは生産者の皆さんも、重量野菜から高品質な、多目的品質ということで、農協、また生産者も20年前から取り組んでいるところでありまして、今は春白菜等におかれまして、だんだん減っております。プリンス等におかれまして、農協でも120万ケース出しておりますが、非常に、大田市場でも八千代のプリンスは要らないということでございまして、今はネット系とか、プリンス等も一部ハウスでやっておりますが、今、時代の変遷とともにいろいろ作物の嗜好もそれぞれ変わっておりますので、変わった次第でありまして、今、農協等におかれまして、年間、平成21年度の生産出荷体制が45億円と聞いております。そのほか、系統でございまして、全農で根の谷でやっておりますが、県西地区で40億円と聞いてございます。八千代の農協に匹敵するだけの生産量と聞いております。VFにも出している人もおります。系統出荷等でもありますが、いろいろ、個人出荷もありますが、系統出荷で大田市場で価格の設定ということで、銘柄産地等におかれまして高値で推移、価格の設定ができていくということで、系統出荷等におかれましてはいろいろ努力しているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

補償制度等におかれましては、いろいろありますが、戸別補償等におかれまして、自民党では米の生産安定対策等もやっておりましたが、転作等を主にやっておりましたが、今回、米等におかれまして1反歩に1万5,000円というような補償制度ができておりまして、国全体で5,616億円と聞いておりますが、民主党になりまして補償制度が多くなったということでございます。ころころ変わるの猫の目行政でありまして、いろいろ、農政等もまた変わることは余り、根幹は変わりませんので、自民党と同じやつ、ただ、戸別補償が1万5,000円くれたということでございまして、我々としても、米1反歩でつくれば1万5,000円になるというものが目玉でありますので、いろいろ我々としても補償制度と。そのほか、リース制度、今、機械のリース制度もありまして、やっておりますが、なかなか、リースにしても高く、それなら力のある農家は買ったのが有利ということでみんな購入している状況でございまして、県の補助事業におかれまして大型機械ということで、認定農家に入らなくては該当しないというのが今現状でございまして、鋭意努力したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（生井和巳君） 再質問はありますか。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 今、執行部のほうからのお答えを聞いて、再質問をさせていただきたいと、こう思っています。数値的な部分、あるいはまた現状における農業等の数値的な調査においた中でのご答弁をいただきましたけれども、幾つか抜けている部分もありますので、産業振興課長には幾つか補っていただきたいと思っています。

認定農業者の数字、八千代町は何人が認定農業者として登録を受けているのか、それらの数値が抜けておりますので、それをまず前もってお答えをいただきたいと、こう思っております。

先ほどからありましたように、出荷体制の問題については、系統出荷、契約出荷、あるいはまた一般市場出荷という流れですが、私の知り得る範囲では、農協、経済連等の系統出荷は私自身では40%を切っているのではないかというふうに私は思っています。契約栽培、あるいはまた一般市場栽培、特に契約栽培等のほうに流れている感じがあるのだと、こういうふうに私は認識しておりますので、そのパーセントにおいて、50%から70%が系統出荷で、あと残されたのが契約であり、一般市場だというのは私は当たっていないと。

出荷する部分において、なぜ値段的な部分が、農家の人たちは、ここまで値段が同じコストをかけてきながら分かれるのだろうと、こういうことになると、基本は系統出荷であるV F、あるいはまた農協等の中における部分においては手数料関係が、けさも何人かに聞いてきますと、農協系統等の中でいきますと、1,000円のを仮に売ったとすると、その中で、農協、経済連、全農、そしていわば京浜市場に運ぶときに約40円の運送料、大阪、北海道まで行く場合には約倍、約80円の運送料がかかるのだと。ということになりますと、1,000円で売ったものが、15%を超える、いわば150円を超える経費がかかるのだと、こういう話なのです。農協等、あるいはまた向こうの大田市場へ行くのであれば大田市場等の手数料等、あるいはまた経済連等、全農等の中で行って、経済連を主流とするV Fと農協の集出荷場との流れにおいては、いわばV Fのほうが何%か安かったらしいのですが、その辺の整合性がとれないということで先ごろ一連化されたと、こういうふうになっているわけです。市場出荷の場合には、多分8%から9%が市場で取られると、これで済むと、その辺のところには若干の問題点があるのだろうと、こういうふうになるわけです。しかし、大きな主流をなすのは、私は、八千代の農業者をどうこれから行政が絡んで、農協等、頑張ってくださいかということ、乗用車1台の乗り方と同じだというふうに私は例えているのですが、新車に10年乗るのも、中古車

を2回買いかえて乗るのも、私は経費は同じなのだと、気持ちよく乗れるのは新車に乗ったほうがいいのではないかと、そういうふうに私は思っている一人なのです。

しかし、では何で農家の話をといきますと、今言った農協系統等の中で行った場合には15%の手数料を取られて、行って、市場性の中で、今年の春白みたいな、高いときは2,500円や、場合によっては3,000円もあったのかもしれませんが、売れたときもあるのだと。しかし、片側に契約栽培をやっているのは、何々物産、何々商事というところへ持っていくものは、年間を通して800円と決めてあるわけですから、2,500円でも800円でしか売れていないのだと。しかし、去年の秋のように、300円、200円の1段ボールのときに、200円、300円でも800円で買ってもらえる、だから我慢するのだと。一般市場や農協等々に行った場合には、300円でもその経費は引かれて、手取りは百何円しかないのだと、1段ボールです。中身の1個の話しているのではないですから。1段ボールがそういう流れ。では何だということになれば、5年間で1回でもそういう高値があれば元を取れるのではないかという考え方になれる人と、いや、そうではなくていいのだと、毎年800円ずつがいいのだということに物事がいつているのかどうか。

加えて、契約栽培にも一つのいわば落とし穴があるわけです。800円で値段は買ってくれるけれども、300円、200円ときには、好きなだけ引き取ってくれるはずのものが、200ケースにしてくれよ、中山さん、150でやめだよ、いや、上野さん、300でとめてくれるか、いや、畑で800円を切ってしまったのだ、いや、どこへ行ってくれないかと、こういうことになるわけです。相手は相手で、800円で買うよりも、どこかの市場で漬物屋へ回すために250円で買ってもいいわけですから、その辺のからくりの中で、ある部分においては八千代の農家も生産者ももてあそばれている部分もあるのではないかと、こういうふうになるわけですが。

そうしたときに、やはり私は、ここで町長、ひとつ私なりに提案して、またお答えも聞きたいと思うのですが、もう少し行政と農協が絡んで、白菜が800ヘクタールを超える中での銘柄指定産地をとったということですから、何か、年が明けたときに農家の人たちが、今年はメロンでいくかな、いや、葉ものが当たるかな、どっちがよかんべ、どっち張るかな、張るかななんていう言葉が農家のうちにまだ出るような形態はもう捨て去らせて、やはり行政と農協系統がもう少ししっかりして、7割ぐらいいは少なくとも八千代の農産物が農協を経由してとれる、その中に、先ほど言ったプリンスメロンは多分銘柄指定産地から水泡に帰したのだと思うのですが、肥土梨が残っていて、春白が、白

菜が銘柄産地になったということですから、喜ばしいことです。もう少しブランド化したものを、八千代のブランドを量的な中で何か育てるような努力をしていただきたいというのが私の考え方ですので、その辺のところ、もう少し実態をよく調査していただいて、そして同じコストをかけて苦労してつくったものが、行った先の流通経路の中でもあそばれて、生産者が一番いい思いができない農業形態というものからそろそろ脱却できるように、行政が経済というか、農協等も含めた中でやっていただければありがたいと、こういうふうに思っています。

また、作物をやっぱりもう少し、ちょっと品物が、うまみがないからばらけていくのでありますから、もう少し作目、品目を八千代町が絞ればいいのではないかと。婦恋村のキャベツ、レタスは自分らで値段をつけられるそうです。静岡のメロンは、市場へ行ったときに4,500円から5,000円来たので、まさか、1箱、やっぱり高いなと思ったら違うのだ。1個5,000円の話しているのです。それは、だから、つくったときは同じなわけですから、そういうものの中でもう少し、特に白菜については、これから秋口にかけて中で、春白がそうならば秋冬白菜を、もう少し八千代町で幾らか銭を出しても、行政が苦しい、苦しいといいいながらも、税金で戻せばいいわけですから、憩遊館における農産施設で350万円が毎年使われると言っていますが、あの中にもう少し八千代町のキムチを、白菜をうたい文句にするのであれば、八千代町独自のキムチを、ブランドを、八千代キムチぐらいなブランドを立ち上げるぐらいな考え方を持ち合わせてほしいと、こういうふうに思っています。

あと15分しかありませんから。農家補償の関係につきまして、私が補償制度の借り手、貸し手の中にこだわる部分は2つあるのです。1つは、借り手、貸し手の中で、今までにおいて実例がありましたから、ややもすると貸し手側の、いわば地権者側の補償されている金が借り手側にお金がいつてしまっていて、そのままほっぽされた部分があると、そのまま流れてしまった部分がある。たまたまその人は気づいたので、何年か分戻してもらったそうでもありますけれども、そういうことがありますから、やはり借り手側、貸し手側、いわば受託者、地権者ともお互いの、こういう制度が変わるときほどよく説明をしてやって、そこに判こを押しに公民館へ、役場が来るのか、農協のライスセンターが来るのか、だれかわかりませんが、そういうところへ行くのが、70、80のおばあちゃん、おじいちゃんが行くはずですから、若い人は余り行かないですから、平日なんかは。そういうときに、わけわからないで判こを押しに来てしまったら、何かお金が

おれのところへ来ないのだよなんて、そういうことが現実にあったわけでありますので、そういうことがないように行政というものはやっていただければありがたいと、このように思います。

あともう一つは、先ほどお聞きした中で、16団体の59名がいわば補助対象の中で、これからのいわば努力者というか、そういう大きな営農団体をつくって、多分、水稻、水田の管理作業、田をうなって、いわば田植えをして、そして刈って脱穀までして、場合によっては精米にして、精米というのと米になってしまう、一つの玄米にして戻すと。この過程の中における部分というものを、場合によってはこの16団体等の中で、1人のいわば事業者が3人、5人、10人の名前を使って、そして補助事業を受けるための、現実に行っている可能性がある。中には、近くにいる人はそうだと言う人もいる、おれは名前を貸しただけなのだという人もいる。その辺のところも、やはり補助金というものをちゃんと精査できるような形の中でやってもらわないと、片側では、先ほど乳がん検診や何々を含めた中で、財政逼迫の折ということでいくわけでありますから、その辺のところをもう一回精査していただければありがたいと、このように思っています。

答弁の時間を入れますと、そろそろ時間でありますので、幾つか申し上げましたけれども、これからの八千代町の農業者が、肥土で生産するもの、野方で生産するものを含めまして、特にここまで生き残った農業者というものは、生産者のつくる技術、ネギなんかは肥土でしかつけれないものだと思っていたのが、菅谷西部地内、あるいはまたいろんなところで、伊勢山や塩本あたりでもネギがつくられる時代に入ってきました。しかし、つくったものも含めて、トウモロコシであろうがメロンであろうが、生き残ってきたプロらが、ちゃんと農家の所得がある程度いい思いができるような部分を、行政がもう少し絡んで、できれば品質のブランド化と利用的な中で、京浜市場を脅かすぐらいな、春白というか、白菜のあれが800ヘクタールと聞きましたので、私は600ぐらいに落ち込んでいるのかと思いましたけれども、まあまあ、八千代のそういうもの、まだまだできるものだと思いますので、その辺のサポートをやっていただければありがたいと思っています。幾つか答弁をしていただくようにお聞きしてありますので、その答えをお聞きして、私の一般質問は終わりにしたいと思います。

議長（生井和巳君） 産業振興課長。

（産業振興課長 瀬崎 始君登壇）

産業振興課長（瀬崎 始君） 13番、大久保敏夫議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ます。

私の再質問につきましては、認定農家の人数かと思えます。認定農家の人数につきましては、258名と記憶しています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（生井和巳君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 答えは先ほど担当課長が申したとおりで、八千代町においてもいろいろ、系統販売もあるし、個人出荷もあります。いろいろな出荷もあります。農協も契約栽培もしております。我々も、農協ばかりでなく、北海道の販売等におかれましても、県の全農を通じまして職員を派遣し、販売を応援しているような状況でございまして、もっと、大久保議員から系統販売、ブランド化ということでございまして、例えば憩遊館のキムチ、ヤマダイの会長にも言われ、八千代は白菜の生産地なんだから工場をつくって、白菜のキムチ、全国へ発送したらどうだ。それならヤマダイさん、やってくれと頼んだら、ヤマダイさんは、うちではラーメンで忙しいからできないというのが、やはり一つのブランド化ということでございまして、いろいろ、系統販売ということでございましたけれども、今後におかれましても、できるだけブランド化を目指し、ネギ等におかれましても、非常に、肥土の専売特許でありましたが、野方でもできるということで、反収100万円以上になるということでございました。ナシも後継者が少ないということで、ブランド化といっても、ナシも先が見えておりますが、これからの野菜全般にわたりブランド化をいたしまして、また町としてもできるだけ、農協、いろいろ、全農、その他を通じまして、八千代の農産物の有利販売ということで努力をしていきたいと考えておりますので、大久保議員さんにもよろしくお願ひしたいと、きょうは叱咤激励をいただきましてまことにありがとうございました。

議長（生井和巳君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、7番、水垣正弘議員の質問を許します。

7番、水垣正弘議員。

（7番 水垣正弘君登壇）

7番（水垣正弘君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目につきまして順次質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、子ども手当についてお伺ひいたします。昨年8月に行われた衆議院総選挙により、政権を担うことになった民主党のマニフェストの一つである子ども手当がこの6

月から支給される運びになっております。皆様もご存じのこととは思いますが、子ども手当は、平成22年度においては所得制限は設けずに、中学校終了までの子供1人につき月額1万3,000円を平成22年6月、10月、平成23年2月に支給することとされております。

まず1点目として、子ども手当を支給するに当たって必要な手続とどのような方法で支給されるのか、また外国人労働者、また研修生も含むのかを福祉保健課長にご質問をいたします。

2項目めといたしまして、子ども手当に関する町の負担についてお伺いをいたします。従前から施行されております児童手当では、支給範囲は小学校終了までとされ、支給額は、3歳未満の子供については一律1万円を、3歳以上小学校終了までの子供につきましては、第1子、第2子には5,000円、第3子以降につきましては1万円とされ、また所得制限が設けられております。子ども手当制度は、児童手当制度と比べると支給範囲が拡張され、また支給額が月額3,000円もしくは8,000円上乘せされておりますが、それだけにその財源について議論を呼んでいるところであります。

当初、この財源を所得税の扶養控除、また配偶者控除を廃止するなどにより国で負担するとされていたところですが、議論が進むにつれ、地方にも負担を求めるといように変化をするなど、そのしわ寄せが地方交付税の減少やまた自主財源の不足といった問題を抱えた財政状況厳しき折の地方自治体にも及んできております。国では、子ども手当の対象にはならない高校生に対しては、私立高校生の授業料の無料化や国立、私立高等学校に在学する者への高等学校奨学支援金制度をこの4月から実施しておりますが、いずれも次代を担う子供の育ちを社会全体で応援するという観点から実施されているものであります。結果として、未来の負担を増加させているのではないかという懸念も一方では持たれております。

そこで、2点目として、子ども手当の支給に関して町にどのぐらいの負担が生じているのか、福祉保健課長にご質問をいたします。

3点目として、子ども手当を支給するに当たっての町独自の考え方についてお伺いをいたします。子ども手当の支給については、保育料や給食費の未納となっている世帯には口座への振り込みではなく、役所窓口へ出向き、現金で受け取る方法で支給することとし、受領の際に未納分の納入を促すといった自治体が茨城県内にもあるとのことですが、子供の育ちを支援するための子ども手当は、受給者の中には支給されたら貯蓄に回すといった声も聞かれております。使い道については各世帯の考え方に任せる

ところでありますが、指定することはできないと思いますが、本来の趣旨と乖離することのないよう周知していくことが大切であろうと思っております。

そこで、3点目として、子ども手当を支給するに当たり、町独自での考え方をお持ちなのか、そしてまたお持ちであればその考え方を同じく福祉保健課長にお聞かせいただきたいと思っております。

次に、給食費の滞納についてお伺いをいたします。学校給食費の滞納問題が全国的に取りざたされるようになっております。学校給食法では、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」とされている一方で、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。」とされております。

しかしながら、長引く景気の低迷により生活が困窮しており、払えないといった事態や、一部に広がってしまっている、払わなければならないお金でも払わないで済ませてしまうという風潮による、経済的に払うことができるにもかかわらず払わない保護者がいるといったことが学校給食費滞納の増加への状況となっておるところであります。民間の事業でもあるならば、不足に対して利益の出ているところから払うというような形態があるわけですが、利益が出ない形が生じた場合、学校給食はそういった性質ではないということも言えるのではないかと思っております。学校給食費の滞納が増加してしまいますと、学校給食にかけられる経費を縮小せざるを得ない事態にもなりかねません。ひいては、子供たちの給食の献立から1品を減らす、また量も減らすといった事態や栄養価に影響が出るといったことが懸念されております。

そこで、1点目として、当町においてはどのぐらいの学校給食費の滞納があるのか。

2点目として、学校給食費を滞納している者に対してどのような対策をとっているのか、この2点を給食センター所長にご質問をいたします。

以上で通告してある一般質問を終わりますが、答弁内容を聞いて再質問を行いたいですので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（生井和巳君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 7番、水垣正弘議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問でございますが、子ども手当についてということであります。まず、手続と支

給方法についてということでございますが、今年の3月31日現在で児童手当を受給していた方については申請が免除され、自動的に子ども手当に移行されます。しかし、これまで児童手当を受給していた方で新たに子ども手当該当となる子供がいる世帯、額改定認定請求というのが必要になってまいります。額が多くなってくるというような改定で、額改定認定請求というのが必要になってまいります。それとまた、全く今回新たに申請が必要な方、世帯については、今まで所得制限により児童手当を受給されていなかった世帯、それと中学2年生、3年生のみのお子さんがある世帯については申請が必要になってまいります。

ここで、幾つかのケースがありますけれども、児童と別居している場合、これについては児童の世帯全員の住民票、それと別居監護申立書、こういったものが必要になります。それと、ご質問にもありましたように外国人の場合ですが、受給者または児童が外国人の場合、外国人登録証明書、それと外国人などで児童が国外に居住している場合、居住証明書、送金証明書、それとパスポート、要するにこれは本人が2回以上帰っているかどうかというのを確認するわけですが、パスポート、翻訳、別居監護証明書、こういったものすべてをクリアすることが必要になってくるというようなことで、外国人研修生についても対象者ではあるのですけれども、なかなかこういった条件をクリアするのが難しいというような状況もありまして、実際申請に至っているというのはほとんどない状況であります。

それと、今年の9月30日までに申請をすれば4月分にさかのぼって支給されますが、それが過ぎますと、申請日の翌月分、要するに11月分からの支給ということになります。なお、これら申請が必要な方たちについては、4月26日に個人あてに郵送で案内を発送しております。なお、支給日については、児童手当の場合と同様に、先ほど議員がおっしゃってございましたように、定期支払い日が2月、6月、10月、それぞれ10日に口座振り込みということになります。

次に、町の負担ということでもあります。概算になりますけれども、子ども手当法の適用が本年4月からでございます。したがって、平成22年の2月分、3月分というのは児童手当のみということになります。したがって、町の負担というのが964万5,000円、概算でございますが、それと4月分からになりますと、町の負担が、今度は子ども手当というふうに切りかわりまして、4,945万9,000円、こういったのが町の負担、およその額になります。負担割合も細かく5通りになっておりますので、細かくなりますので省略

させていただきますが、児童手当で支給対象であった者が今回子ども手当にも支給対象の児童、要するにゼロ歳から3歳未満、それと3歳以上小学校終了前、それと中学生とといったように、それぞれ被用者、非被用者あるいは第1子、第2子、第3子というふうに細かく負担割合が分かれてまいります。

次に、町独自の考え方ということですが、保育料の滞納がある世帯については窓口支払いということで、これも受給者の納得を得た上で滞納額の一部を納付していただいております。また、ほかの課の滞納もいろいろあるかと思いますが、同様に行う場合もあります。しかし、国からの通達によりまして、滞納しているからといって、本人の同意を得ず、一方的に子ども手当をそこに充当するというようなことはやってはいけないということでもあります。あくまでも本人の同意を得た上で納めていただいているというのが状況でございます。ちなみに、現在16万3,000円ほど、この中から滞納のほうに納めていただいているというのが現状でございます。

議長（生井和巳君） 給食センター所長。

（給食センター所長 荒井健雄君登壇）

給食センター所長（荒井健雄君） 7番、水垣正弘議員の一般質問にお答えいたします。

質問の内容でございますが、給食費の滞納状況が1つ、滞納者に対する対策ということでございますけれども、給食費につきましては、八千代町の給食費の額でございますけれども、8月を除く毎月、小学生が月額3,850円、中学生が4,150円を徴収しております。平成21年度、昨年度の給食費の未納者の数でございますけれども、小学生につきましては10名、中学生につきましては6名で、計16名の未納者がございます。平成21年度の滞納金額でございますが、小学生が10名で58カ月、22万3,300円、中学生が6名で36カ月、14万9,400円、合計で37万2,700円が平成21年度の滞納額になってございます。昨年度と比較いたしますと、4万7,600円の増という形で増額になってございます。収納率でございますが、全体の収納率につきましては99.6%の収納をしてございます。平成10年度から現在未納額が加算されておるわけでございますけれども、過年度分と合わせますと、現段階で滞納額につきましては191万5,050円になります。

現在の給食費の徴収方法でございますが、現年度分につきましては、学校が児童生徒を通じて集金をいたしまして、町のほうに納付するというふうな形になっております。過年度でございますけれども、過年度につきましては町が対応することになっております。先ほど議員さんがおっしゃられましたように、学校給食法の第11条2項の中で、食

材費、これにつきましては、保護者あるいは児童の負担という形でございますので、町といたしましてはすべて賄い材料費として予算計上させていただいております。

未納者への対応でございますが、未納者への対応につきましては、給与や預金の差し押さえ等を行う考えは現在ございません。引き続き、給食の趣旨を理解していただけるよう、電話連絡あるいは通知、そのほか家庭訪問等を行っております。家庭訪問によって、昨年度も三十五万何がしの未納額がございましたけれども、約半数、20万円近く収納になってございます。今回の子ども手当に伴う、子ども手当の支給に合わせて、通知、家庭訪問で給食の趣旨を理解していただけるように推進をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（生井和巳君） 再質問はありますか。

7番、水垣正弘議員。

（7番 水垣正弘君登壇）

7番（水垣正弘君） 先ほど通告した内容につきましては、子ども手当、そしてまた給食費の滞納状況というふうな形で各担当課の課長さんからお話を聞かせていただきました。状況が把握できました。

また、私の意見、要望ではございますけれども、子ども手当の一部を学校給食費の方に回していただければ、町も、また子供を持つ家庭の親の負担も大分軽減されるのかなと、1回通帳に振り込まれたお金を再度また月謝袋に持たせるというのはなかなか大変な家庭もあるかと思っておりますので、そのような形が望ましいか、望ましくないか、町でも、また地域の皆さんやその方々といろいろ協議をして進めていければ、給食費の滞納もなくなってくるのではないかというように思っております。

最後になりますけれども、以前、私も子供たちが大分少なくなっているというような形で一般質問をやらせていただいた経緯があります。そういうふうな中に、一つの例ではありますけれども、福島県の矢祭町での事例をこの場でお話しさせていただきました。あの矢祭町は、単独自立の町ではありますけれども、縮小に縮小を重ねて自立をしながら、また町独自で、職員の皆さん方も考え考えやっておりますが、やはり向こうも少子化というふうなときで、3人以上子どもを産み育てれば町から100万円、その家庭に何らかの形で配布するというふう聞いております。あるときの一般質問の内容におきましても、八千代の町長も、おらほうもお金があればくれてやって、子供たちをどこか、八千代でもたくさんの子育てをしていただきたいというようなあのときの発言があった

のですが、町長、あのときのことを覚えていますか。できれば、通告にはないのですが、再度町長のほうからもそのような形が、あのときにはやってくれるというように私も聞いておりますので、できればこれからを担う子供のためにも、町として大変な状況もわかりますが、できればお願いしたいなというように思っております。

（「要望しとけよ」と呼ぶ者あり）

7番（水垣正弘君） はい、わかりました。

そういうふうなことで、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（生井和巳君） 以上で7番、水垣正弘議員の質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

日程第2 議第1号 土地改良事業予算の確保を求める意見書の提出について

議長（生井和巳君） 日程第2、議第1号 土地改良事業予算の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、全員協議会において説明済みでありますので、朗読及び提案理由を省略し、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議第1号 土地改良事業予算の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議第1号 土地改良事業予算の確保を求める意見書の提出については、原案

のとおり可決されました。

日程第3 閉会中の継続調査の件

議長（生井和巳君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長から別紙のとおり報告がありましたので、委員長報告のとおり閉会中の継続調査と決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（生井和巳君） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。これから本格的な梅雨の季節になり、気温が変わりやすくなってきています。皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されまして、またそれぞれのお立場でのご活躍をご期待申し上げます。平成22年第2回定例会を閉会といたします。

（午後 零時03分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 生 井 和 巳

署 名 議 員 大 久 保 武

署 名 議 員 水 垣 正 弘